第　１２　号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成１２年熊本県条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第９３号の２中「少額領収書等の写し」を「少額領収書等の写しに係る写し」に、「少額領収書等又は」を「少額領収書等の写しに係る写し又は」に改める。

第２条第１項第３５４号を次のように改める。

(354)　削除

第２条第１項第４８２号中「２，２００円」を「２，５５０円」に改める。

第３条の表中「及び第４１２号」を「、第４１２号及び第６１６号の３」に改める。

別表第７の２を次のように改める。

別表第７の２（第２条第１項第９３号の２関係）

| 区分 | | 金額 |
|---|---|---|
| 少額領収書等の写し又は収支報告書等が文書である場合 | 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 | 用紙１枚につき１０円 |
| | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ０６０６及びＸ６２８１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | １枚につき１００円に当該少額領収書等の写し又は収支報告書等の用紙１枚ごとに１０円を加えた額 |
| | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ６２４１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | １枚につき１２０円に当該少額領収書等の写し又は収支報告書等の用紙１枚ごとに１０円を加えた額 |
| 収支報告書等が電磁的記録である場 | 用紙に白黒で出力したものの交付 | 用紙１枚につき１０円 |
| | 光ディスク（日本産業規格Ｘ０６０６及びＸ６２８１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置 | １枚につき１００円に１ファイルごとに２１０円を加えた額 |

| | | |
|---|---|---|
| 合 | で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | |
| | 光ディスク（日本産業規格Ｘ６２４１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | １枚につき１２０円に１ファイルごとに２１０円を加えた額 |

備考

１　両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を１枚として手数料の額を算定する。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別表第２５の２を次のように改める。

別表第２５の２（第２条第１項第６１６号の３関係）

| 区分 | | 金額 |
|---|---|---|
| 支部報告書等が文書である場合 | 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 | 用紙１枚につき１０円 |
| | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ０６０６及びＸ６２８１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | １枚につき１００円に当該支部報告書等の用紙１枚ごとに１０円を加えた額 |
| | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ６２４１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | １枚につき１２０円に当該支部報告書等の用紙１枚ごとに１０円を加えた額 |
| 支部報告書等が電磁的記録である場合 | 用紙に白黒で出力したものの交付 | 用紙１枚につき１０円 |
| | 光ディスク（日本産業規格Ｘ０６０６及びＸ６２８１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | １枚につき１００円に１ファイルごとに２１０円を加えた額 |

| | | |
|---|---|---|
| | 光ディスク（日本産業規格Ｘ６２４１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 | １枚につき１２０円に１ファイルごとに２１０円を加えた額 |

備考

１　両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を１枚として手数料の額を算定する。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第２条第１項第９３号の２及び第３５４号並びに第３条の改正規定並びに附則第３項の規定　公布の日

（２）　別表第７の２及び別表第２５の２の改正規定　令和９年１月１日

（３）　第２条第１項第４８２号の改正規定及び次項の規定　令和９年４月１日

（経過措置）

２　前項第３号に掲げる規定の施行の際現にされている改正前の第２条第１項第４８２号に掲げる事務に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（熊本県収入証紙条例の一部改正）

３　熊本県収入証紙条例（昭和３９年熊本県条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第１手数料の項第８８号の２中「少額領収書等」を「少額領収書等の写しに係る写し」に改める。

（提案理由）

政治資金規正法施行令（昭和５０年政令第２７７号）の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。